

感染症に伴う登園の許可について

認定こども園さくら幼稚園さくら保育園

療養開始や療養期間終了後、登園するに当たって医療機関で記載をお願いしていた「登園許可証」の提出を令和 5 年度より一部求めないこととなりました。

下記の疾病に対して医師による登園許可証は不要です。但し、医師による登園の許可は必要になりますので、診断をされた場合は保護者の方が記入をして、登園開始時に園にご提出ください。

《該当する病名に☑を入れてください》

☐インフルエンザ ☐百日咳 ☐麻疹(はしか) ☐水痘(みずぼうそう) ☐咽頭結膜熱(プール熱) ☐風疹
☐流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) ☐溶連菌感染症 ☐感染性胃腸炎 ☐コロナウイルス感染症

※上記の場合に園に連絡が必要な項目

・受診した医療機関名

・受診日 R . 月 日

・療養期間 R . 月 日まで 解熱日 月 日

・その他医療機関から伝えられた注意事項(あれば記入) :

※これまで通り医師の「登園許可証」が必要な疾患

・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎 ・腸管出血性大腸菌感染症 ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎

基準は「保育所における感染症ガイドライン」及び「学校保健安全法」に基づき、鳥取市東部医師会で検討されたものです。

病名	出席停止
コロナウイルス感染症	発症日の翌日から 5 日を経過し、かつ症状軽快後 24 時間
インフルエンザ	発症した後、5 日を経過し、かつ、解熱した後、3 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後、5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退したのち 2 日を経過するまで
溶連菌感染症	主要症状が消失するまで
感染性胃腸炎	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事ができるようになるまで
麻疹(はしか)	解熱後、3 日経過するまで
その他()	感染の恐れがないと確認するまで